

「定款」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1 . 定款の一部改正新旧対照表	1
2 . 業務規程の一部改正新旧対照表	2
3 . 受託契約準則の一部改正新旧対照表	5
4 . 立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び 受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	6
5 . 定款施行規則の一部改正新旧対照表	8
6 . 定率会費の算出の基準及び徴収標準率の一部改正新旧対照表	9
7 . 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	12
8 . 立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び 受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	17

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取消料)</p> <p><u>第15条 過誤のある注文により有価証券の売買等が成立した場合において、当該売買等の取消しが行われたときは、当該過誤のある注文を発注した会員は、当該売買等の取消しに係る取消料を、本所が定めるところにより、本所に納入しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p><u>第15条 削 除</u></p>

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>売買の取消し</u>)</p> <p>第13条 本所は、<u>過誤のある注文により売買が成立した場合において、その決済が極めて困難であり、本所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、本所が定めるところにより、本所が定める売買を取り消すことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により本所が売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。</u></p> <p>3 <u>会員は、第1項の規定により本所が売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した会員に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、会員に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>会員は、第1項の規定により本所が売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、本所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。</u></p>	<p>第13条 削除</p>
<p>(<u>売買の停止</u>)</p> <p>第28条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>売買の取消しを行う可能性があることを周知させる必要があると認める場合</u></p>	<p>(<u>売買の停止</u>)</p> <p>第28条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(<u>過誤訂正等のための売買</u>)</p> <p>第29条 正会員は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨</p>	<p>(<u>過誤訂正等のための売買</u>)</p> <p>第29条 正会員は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨</p>

に従って本所の市場において執行することができなかつたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、本所が適当と認める値段により、自己がその相手方となって売買立会、復活のための売買(次条第2項に規定する復活のための売買をいう。)及び立会外分売によらずに執行することができる。

2 (略)

第1節の2 復活のための売買

(復活のための売買)

第29条の2 会員は、顧客の注文に係る売買が第13条第1項の規定により取り消されたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、当該取り消された売買における値段と同じ値段により、過誤のある注文を発注した会員を相手方として売買立会、過誤訂正等のための売買及び立会外分売によらずに執行することができる。この場合において、当該過誤のある注文を発注した会員は、当該売付け又は買付けの相手方としてこれに応じなければならない。

2 前項の売買(以下「復活のための売買」という。)の決済は、取り消された売買が取り消されなかつた場合における決済日に行うものとする。

(公開買付期間中における自己買付け)

第53条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市

に従って本所の市場において執行することができなかつたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、本所が適当と認める値段により、自己がその相手方となって売買立会及び立会外分売によらずに執行することができる。

2 (略)

(新設)

(新設)

(公開買付期間中における自己買付け)

第53条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市

場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) この規程(その特例を含む。)の規定による過誤訂正等のための買付け及び復活のための売買に係る買付け

(2) ~ (1 4) (略)

(安定操作期間内における自己買付け)

第54条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第6号イ及びホに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) この規程(その特例を含む。)による過誤訂正等のための買付け及び復活のための売買に係る買付け

(2) ~ (1 5) (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) この規程(その特例を含む。)の規定による過誤訂正等のための買付け

(2) ~ (1 4) (略)

(安定操作期間内における自己買付け)

第54条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第6号イ及びホに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) この規程(その特例を含む。)による過誤訂正等のための買付け

(2) ~ (1 5) (略)

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>売買の取消しの効果等</u>)</p> <p><u>第43条 取引所が売買の取消しを行った場合には、当該取り消された売買に係る顧客と会員との間の権利及び義務は、初めから発生しなかったものとみなす。</u></p> <p><u>2 顧客は、取引所が売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した会員に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、会員に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 顧客は、取引所が売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、取引所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、取引所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>

立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(立会外取引に係る売買の取消し)</p> <p>第10条の2 <u>本所は、過誤のある注文により立会外取引に係る売買が成立した場合において、その決済が極めて困難であり、本所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、本所が定めるところにより、本所が定める立会外取引に係る売買を取り消すことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により本所が立会外取引に係る売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。</u></p> <p>3 <u>会員は、第1項の規定により本所が立会外取引に係る売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した会員に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、会員に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>会員は、第1項の規定により本所が立会外取引に係る売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、本所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(立会外取引に係る売買の停止)</p> <p>第11条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、立会外取引に係る売買を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 売買の取消しを行う可能性があることを周知させる必要があると認める場合</u></p>	<p>(立会外取引に係る売買の停止)</p> <p>第11条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、立会外取引に係る売買を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(立会外取引に係る過誤訂正等のための売買)</p> <p>第12条 正会員は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従</p>	<p>(立会外取引に係る過誤訂正等のための売買)</p> <p>第12条 正会員は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従</p>

って本所の市場において立会外取引を執行することができなかつたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、本所が適正と認める値段により、自己が相手方となって立会外取引及び次条第1項の売買によらずに執行することができる。

2 (略)

(復活のための売買)

第13条 会員は、顧客の注文に係る立会外取引

に係る売買が第10条の2第1項の規定により取り消されたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、当該取り消された立会外取引に係る売買における値段と同じ値段により、過誤のある注文を発注した会員を相手方として立会外取引及び過誤訂正等のための売買によらずに執行することができる。この場合において、当該過誤のある注文を発注した会員は、当該売付け又は買付けの相手方としてこれに応じなければならない。

2 前項の売買の決済は、取り消された立会外取引に係る売買が取り消されなかつた場合における決済日に行うものとする。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

って本所の市場において立会外取引を執行することができなかつたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、本所が適正と認める値段により、自己が相手方となって立会外取引によらずに執行することができる。

2 (略)

第13条 削除

定款施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会費等の納入日)</p> <p>第2条 定款第14条第1項に規定する定額会費及び定率会費並びに定款第15条に規定する取消料の本所への納入の日は、毎月20日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(会費等の納入日)</p> <p>第2条 定款第14条第1項に規定する定額会費及び定率会費の本所への納入の日は、毎月20日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)とする。</p>

定率会費の算出の基準及び徴収標準率の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>定率会費の算出の基準及び徴収標準率 <u>並びに取消料</u></p> <p>(削る)</p>	<p>定率会費の算出の基準及び徴収標準率</p> <p><u>定款第14条第3項の規定に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>1(1) 普通株、優先株、優先出資証券、投資信託の受益証券(日経300株価指数連動型上場投資信託(租税特別措置法(昭和32年法第26号)第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。以下同じ。))の受益証券を除く。次号において同じ。)、投資証券及び新株予約権証券の売買立会における売買代金の万分の1.19</u></p> <p><u>ただし、重複上場銘柄の対当取引(対当取引の報告に関する規則、第1条にいう「対当取引」)は売買代金の万分の0.1</u></p> <p><u>(2) 普通株、優先株、優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券の立会外取引における売買代金の万分の1.19</u></p> <p><u>ただし、重複上場銘柄は売買代金の万分の0.027</u></p> <p><u>2 転換社債型新株予約権付社債券の市場内における売買代金の万分の0.39</u></p> <p><u>ただし、特別会員は徴収しない。</u></p> <p><u>3 転換社債型新株予約権付社債券を除く債券の市場内における売付け又は買付けごとに額面100円につき2厘4毛</u></p> <p><u>ただし、特別会員は徴収しない。</u></p> <p><u>4 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券の市場内における売買代金の万分の1.19</u></p> <p><u>5 前各項に規定する定率会費は前月分を、消費税額及び地方消費税額を加算して本所へ納入するものとする。</u></p>

(目的)

第1条 定款第14条第3項及び同第15条の規定 (新設)
に基づき、定率会費の算出の基準及び徴収標準率並
びに取消料に関し、必要な事項を定める。

(定率会費)

第2条 定款第14条第3項の規定に基づく定率会 (新設)
費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとす
る。

(1) 売買立会による売買(立会外分売を含む。)

並びに当該売買に係る過誤訂正等のための売買
及び復活のための売買については、次のとおりと
する。

a 株券(新株予約権証券、優先出資証券(共同
組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。
以下同じ。)、投資信託の受益証券(日経30
0株価指数連動型上場投資信託(特別租税措置
法(昭和32年法第26号)第3条の2に規定
する特定株式投資信託となる証券投資信託に
限る。以下同じ。))の受益証券を除く。))及び
投資証券を含む。以下同じ。))

月間の売買代金の万分の1.19

ただし、本所及び国内の他の証券取引所に上
場されている株券(以下、「重複上場銘柄」と
いう。)の対当取引(対当取引の報告に関する
規則第1条に定める対当取引をいう。))につい
ては、月間の売買代金の万分の0.1とする。

b 債券(転換社債型新株予約権付社債券(新
株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使
に際してする出資の目的が当該新株予約権付
社債券に係る社債であるものをいう。以下同
じ。))を除く。))

売付けまたは買付けごとに額面100円に
つき2厘4毛

ただし、特別会員は徴収しない。

c 転換社債型新株予約権付社債券

月間の売買代金の万分の0.39。ただし、特別会員は徴収しない。

d 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券

月間の売買代金の合計額の万分の1.19

(2) 売買立会による売買(立会外分売を含む。)

以外の売買並びに当該売買にかかる過誤訂正等のための売買及び復活のための売買については、次のとおりとする。

a 株券(新株予約権証券を除く。)

月間の売買代金の万分の1.19

ただし、重複上場銘柄については、売買代金の万分の0.027とする。

b 転換社債型新株予約権付社債券

月間の売買代金の万分の0.39

ただし、特別会員は徴収しない。

(取消料)

第3条 定款第15条の規定に基づく取消料は、前条各号の規定を準用する。 (新設)

(納入の時期)

第4条 第2条の規定により算出した定率会費及び第3条の規定により算出した取消料は、定款施行規則第2条に定める日に、消費税額及び地方消費税額を加算して本所に納入するものとする。 (新設)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の中断)</p> <p>第 8 条 規程第 1 0 条第 3 項及び同第 1 2 条第 2 項第 2 号に規定する売買が中断された場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 規程第 2 8 条第 2 号から第 5 号までの規定により売買の停止が行われた場合</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(売買の中断)</p> <p>第 8 条 規程第 1 0 条第 3 項及び同第 1 2 条第 2 項第 2 号に規定する売買が中断された場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 規程第 2 8 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号の規定により、売買の停止が行われた場合</p> <p>(2) (略)</p>
<p>(売買の取消し)</p> <p>第 1 3 条 規程第 1 3 条第 1 項の規定により行う売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>過誤のある注文を発注した会員は、過誤のある注文により次の a 又は b に定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第 2 8 条第 5 号の規定により売買が停止された時、立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第 1 1 条第 5 号の規定により立会外取引に係る売買が停止された時又は規程第 6 5 条の 2 の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として 6 0 分を経過するまでの間に限り、本所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。</u></p> <p>a 株券</p> <p><u>第 2 2 条第 1 項第 1 号に定める数量に 2 を乗じて得た数量 (当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては、同号に定める数量)</u></p> <p>b 転換社債型新株予約権付社債券</p> <p>第 2 2 条第 1 項第 2 号に定める金額</p>	<p>(新設)</p>

(2) 本所は、前号の申請が行われた場合において、当該申請を行った会員から事情を聴取し、当該申請に係る売買の決済が極めて困難であり、本所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、売買の取消しを行う。

2 前項に規定するほか、本所は、過誤のある注文により成立した売買の決済が極めて困難であり、本所の市場が混乱することを回避するために必要と認める場合は、規程第 1 3 条第 1 項の規定により売買の取消しを行う。

(売買の取消しの範囲)

第 1 4 条 規程第 1 3 条第 1 項に規定する本所が定める売買は、過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から規程第 2 8 条第 5 号の規定により売買の停止が行われた時(売買の停止が行われなかった場合にあっては、規程第 6 5 条の 2 の規定により当該過誤のある注文について公表された時) までに成立したすべての売買(当該過誤のある注文が発注された銘柄の売買に限る。) とする。

第 1 5 条 (略)

第 1 6 条 (略)

第 1 7 条 (略)

(削る)

(売買の停止)

第 2 1 条 規程第 2 8 条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) ~ (4) (略)

(5) 規程第 2 8 条第 5 号に掲げる場合の売買の停止は、次の a 又は b に定める

(新設)

第 1 2 条の 2 (略)

第 1 2 条の 3 (略)

第 1 3 条 (略)

第 1 4 条から第 1 7 条まで 削除

(売買の停止)

第 2 1 条 規程第 2 8 条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) ~ (4) (略)

(新設)

期間とする。

a 売買の取消しを行う場合

本所がその都度必要と認める期間

b 売買の取消しを行わない場合

本所が売買の取消しを行わないことを
発表した後30分を経過した時まで

(取消しの可能性の周知が必要と認める場合)

第22条 規程第28条第5号に掲げる場合の
売買の停止は、原則として、過誤のある注文
により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従
い、当該各号に定める数量又は金額を超える売買
が成立した場合に行うものとする。

(1) 株券

上場株式数(優先出資証券の場合は
上場優先出資口数をいい、投資信託受
益証券の場合は上場受益権口数をい
い、投資証券の場合は上場投資口口数
をいう。)の10%に相当する数量

(2) 転換社債型新株予約権付社債券

額面金額20億円

2 前項に規定するほか、債券に係る規程第2
8条第5号に掲げる場合の売買の停止は、本
所が必要と認める場合に行うものとする。

第23条 (略)

(削る)

(復活のための売買)

第24条の2 規程第29条の2の規定により
本所の承認を受けようとする会員は、本所が
定める様式により申請を行うものとする。

2 前項の申請について、本所は、次の各号の
いずれにも該当する場合にこれを承認するも
のする。

(新設)

第22条 (略)

第23条 削除

(新設)

(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に
成立した時から規程第 2 8 条第 5 号の規定
により売買の停止が行われた時(売買の停
止が行われなかった場合にあつては、規程
第 6 5 条の 2 の規定により当該過誤のある
注文について公表された時)までの間に、
次のいずれかの売買(以下「連鎖取引」と
いう。)を行っていること。

a 取り消された売買に係る注文を委託し
た顧客が、当該取り消された売買に係る
注文を委託した会員と同一の会員に委託
して行った、当該取り消された売買に係
る売付け後の売却代金による買付け又は
買付け後の当該買付けた有価証券の売付
け

b 信用取引により貸付けを受けた買付代
金又は売付有価証券の弁済(弁済の繰延
期限にあたる日における弁済に限る。)
のための売買

(2) 取り消された売買に係る売付け又は
買付けが、取引一任契約又は金融商品取引
業者(法第 2 8 条第 1 項第 1 号に掲げる行
為に係る業務の登録を受けた者に限る。)
の自己の計算に基づき行われたものでない
こと。

(3) 売買の取消しが行われたことにより、
委託者が連鎖取引の決済を行うことができ
なくなること。

3 復活のための売買は、顧客ごとに、次の各
号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号
に定める数量を上限とする。ただし、当該顧
客について立会外取引に関する業務規程、信
用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特
例の施行規則第 1 0 条の 2 第 1 項に規定する
申請を行うときは、復活のための売買及び立
会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借

取引規程及び受託契約準則の特例第13条第1項の売買の合計について、当該上限を適用するものとする。

(1) 株券

2千万円を、取り消された売買に係る銘柄の当該売買が行われた日における基準値段(基準値段がない場合には、本所がその都度定める値段。次号において同じ。)で除して得た数量を、当該銘柄の売買単位で除して得た数量(10に満たない端数は切り上げる。)

(2) 債券及び転換社債型新株予約権付社債券

2千万円を、取り消された売買に係る銘柄の当該売買が行われた日における基準値段で除して得た金額を、当該銘柄の額面金額で除して得た数量に100を乗じて得た数量(10に満たない端数は切り上げる。)

第24条の3 (略)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

第24条の2 (略)

立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部
改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(立会外取引に係る売買の取消し)</u> <u>第6条の2 立会外特例第10条の2第1項</u> <u>の規定により行う立会外取引に係る売買の</u> <u>取消しは、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 過誤のある注文を発注した会員は、</u> <u>過誤のある注文により次のa又はbに定</u> <u>める数量又は金額を超える売買が成立し、</u> <u>当該売買の決済が極めて困難である場合</u> <u>には、規程第28条第5号の規定により売</u> <u>買が停止された時、立会外特例第11条第</u> <u>5号の規定により立会外取引に係る売買</u> <u>が停止された時又は規程第65条の2の</u> <u>規定により当該過誤のある注文について</u> <u>公表された時のいずれか早い時から、原則</u> <u>として60分を経過するまでの間に限り、</u> <u>本所の定める様式により、売買の取消しの</u> <u>申請を行うことができる。</u></p> <p><u>a 株券</u> <u>第7条の2第1号に定める数量に2</u> <u>を乗じて得た数量(当該売買の決済を特</u> <u>に困難とする状況が認められる場合に</u> <u>あっては、同号に定める数量)</u></p> <p><u>b 転換社債型新株予約権付社債券</u> <u>第7条の2第2号に定める金額</u></p> <p><u>(2) 本所は、前号の申請が行われた場合</u> <u>において、当該申請を行った会員から事情</u> <u>を聴取し、当該申請に係る売買の決済が極</u> <u>めて困難であり、本所の市場が混乱するお</u> <u>それがあると認めるときは、売買の取消し</u> <u>を行う。</u></p> <p><u>2 前項に規定するほか、本所は、過誤のある</u> <u>注文により成立した立会外取引に係る売買</u></p>	<p>(新設)</p>

の決済が困難であり、本所の市場が混乱することを回避するために必要と認める場合は、立会外特例第10条の2第1項の規定により立会外取引に係る売買の取消しを行う。

(立会外取引に係る売買の取消しの範囲)

第6条の3 立会外特例第10条の2第1項に規定する本所が定める立会外取引に係る売買は、過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から立会外特例第11条第5号の規定により売買の停止が行われた時(売買の停止が行われなかった場合にあっては、規程第65条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時)までに成立したすべての売買(当該過誤のある注文が発注された銘柄の売買に限る。)とする。

(新設)

(取消しの可能性の周知が必要と認める場合)

第7条の2 立会外特例第11条第5号に掲げる場合の立会外取引に係る売買の停止を行う場合は、原則として、過誤のある注文により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量又は金額を超える数量又は金額の売買が成立した場合とする。

(新設)

(1) 株券

上場株式数(優先出資証券の場合は上場優先出資口数をいい、投資信託受益証券の場合は上場受益権口数をいい、投資証券の場合は上場投資口口数をいう。)の10%に相当する数量

(2) 転換社債型新株予約権付社債券

額面金額20億円

(復活のための売買)

第8条の2 立会外特例第13条の規定により本所の承認を受けようとする会員は、本所

(新設)

が定める様式により申請を行うものとする。

2 前項の申請について、本所は、次の各号のいずれにも該当する場合にこれを承認するものとする。

(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から立会外特例第11条第5号の規定により売買の停止が行われた時(売買の停止が行われなかった場合にあっては、規程第65条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時)までの間に、次のいずれかの売買(以下「連鎖取引」という。)を行っていること。

a 取り消された売買に係る注文を委託した顧客が、当該取り消された売買に係る注文を委託した会員と同一の会員に委託して行った、当該取り消された売買に係る売付け後の売却代金による買付け又は買付け後の当該買付けた有価証券の売付け

b 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済(弁済の繰延期限にあたる日における弁済に限る。)のための売買

(2) 取り消された売買に係る売付け又は買付けが、取引一任契約又は金融商品取引業者(法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。)の自己の計算に基づき行われたものでないこと。

(3) 売買の取消しが行われたことにより、委託者が連鎖取引の決済を行うことができなくなること。

3 復活のための売買は、顧客ごとに、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量を上限とする。ただし、当該顧客について業務規程施行規則第24条の2

第1項に規定する申請を行うときは、規程第29条の2第1項の売買及び立会外特例第13条第1項の売買の合計について、当該上限を適用するものとする。

(1) 株券

2千万円を、取り消された売買に係る銘柄の当該売買が行われた日における基準値段(基準値段がない場合には、本所がその都度定める値段。次号において同じ。)で除して得た数量を、当該銘柄の売買単位で除して得た数量(10に満たない端数は切り上げる。)

(2) 転換社債型新株予約権付社債券

2千万円を、取り消された売買に係る銘柄の当該売買が行われた日における基準値段で除して得た金額を、当該銘柄の額面金額で除して得た数量に100を乗じて得た数量(10に満たない端数は切り上げる。)

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。